

VII 免税事業者の方に留意していただきたい事項

消費税の納税義務が免除され、申告の必要がない免税事業者であっても、軽減税率の対象品目の取扱いがある場合には、軽減税率制度の実施に伴い留意していただきたい事項があります。

また、免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受ける際の手続についても、同じく留意していただきたい事項があります。

この章では、これらの事項をまとめています。

(1) 区分記載請求書等保存方式への対応等

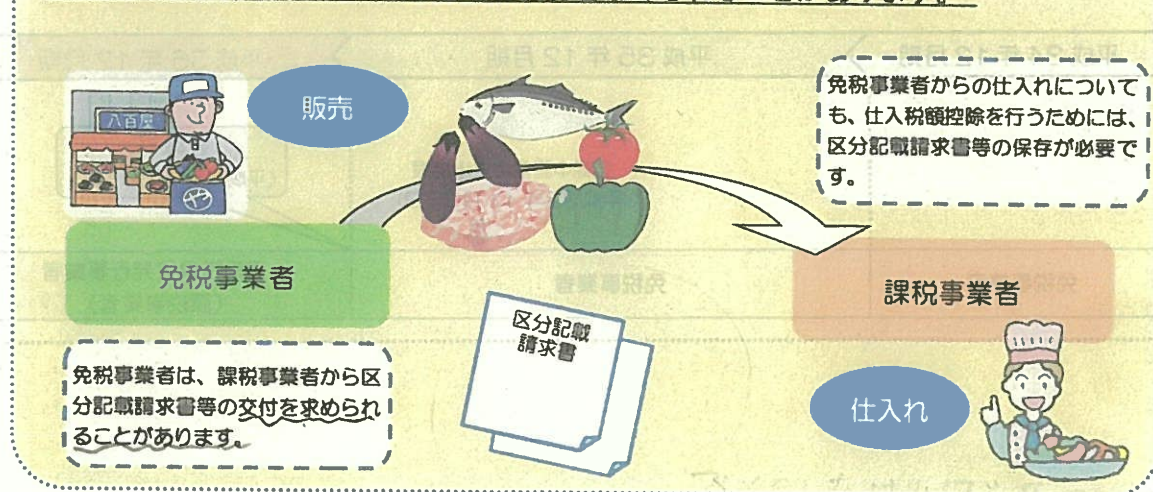
平成31年10月1日からの軽減税率制度の実施により、課税事業者が仕入税額控除を行うためには、帳簿及び区分経理に対応した区分記載請求書等の保存が必要となります（区分記載請求書等保存方式）。他方、免税事業者は、自身の消費税申告は必要ないため、仕入税額控除を行うことはありませんが、課税事業者との取引に際しては、区分記載請求書等の交付などの対応が必要になる場合があります。

この点、現行の制度下でも、免税事業者が課税事業者と取引を行う際には、必要に応じて取引先の仕入税額控除に必要な請求書等の交付が行われる場合があるように、軽減税率制度実施後についても、課税事業者に対して飲食料品等を販売する際には、請求書等に「軽減対象資産の譲渡等である旨」等の記載のある区分記載請求書等の交付を求められることがあります。

《現行の請求書等に追加して記載すべき事項》

- ① 軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨
 - ② 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額
- ※ 免税事業者は、課税資産の譲渡等に課される消費税がないことから、請求書等に「消費税額」等を表示して別途消費税相当額等を受け取るといったことは、消費税の仕組上、予定されていません。

■ 免税事業者も区分記載請求書等の交付を求められることがあります。



(参考)

現行において、課税事業者は、取引額が3万円未満の場合等は請求書等の保存がなくても、法令に規定する事項が記載された帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められています。この取扱いについては、区分記載請求書等保存方式の下でも変更はありません。

(2) 適格請求書発行事業者となるための登録手続

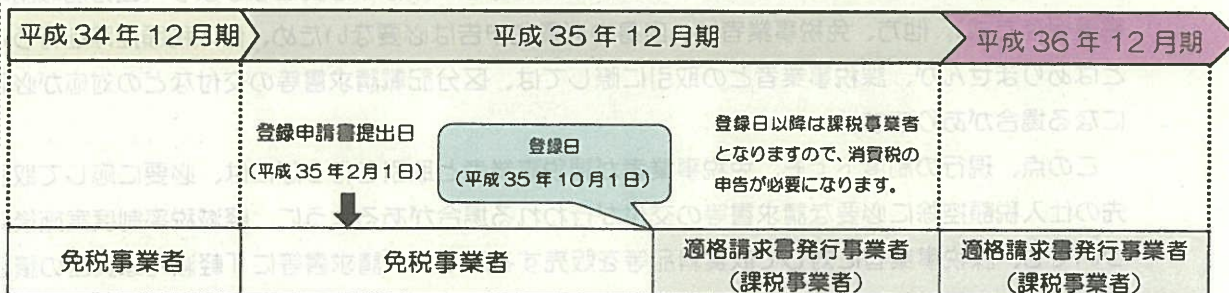
平成 35 年 10 月 1 日以降、免税事業者は、適格請求書発行事業者としての登録を受けなければ、適格請求書を交付することができないため、取引先は仕入税額控除を行うことができません。免税事業者が適格請求書発行事業者としての登録を受けるためには、「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者となる必要がありますが、平成 35 年 10 月 1 日を含む課税期間中に登録を受ける場合は、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています。

1 登録日が平成 35 年 10 月 1 日の属する課税期間の場合（経過措置の適用がある場合）

(例) 12 月決算の法人で、平成 35 年 10 月 1 日から適格請求書発行事業者となる場合

※ この場合、「消費税課税事業者選択届出書」の提出は必要ありません。

また、登録日以降は課税事業者となるため、消費税の申告が必要になります。



2 登録日が平成 35 年 10 月 1 日の属する課税期間の翌課税期間以降の場合

(例) 12 月決算の法人で、課税事業者となった課税期間の初日である平成 36 年 1 月 1 日から登録を受ける場合

※ この場合、「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者を選択するとともに課税事業者となる課税期間の初日の前日から起算して 1 月前の日までに登録申請書の提出が必要となります。

